

沖縄ナンバーの自動車をお持ちで、

ご住所を変更されたみなさまへ

自動車税の納税通知書は、原則として、4月1日現在で陸運事務所に登録されている住所（車検証に記載されている住所）にお送りしています。

自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときは、陸運事務所で住所の変更登録をする必要があります。

この変更登録をしないでいただかないと、納税通知書を新しいご住所へお送りできません。

すぐに変更登録の手続きができない場合は、右面の「自動車税納税通知書送付先変更届」をお送りくださるか、または、**電子申請（インターネット申請）による届出を行ってください。**

この届出書は納税通知書の送付先を一時的に変更するためのものです。

提出後は、速やかに陸運事務所で変更登録の手続きをお済ませください。ご協力お願いいたします。

【電子申請 URL】

https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=740

この届出書は納税通知書の送付先を一時的に変更するためのものです。

提出後は速やかに陸運事務所及び自動車税事務所又は宮古事務所県税課、八重山事務所県税課で変更登録の手続きをお済ませください。御協力お願いします。



【記入にあたってのご注意】

必要事項を記入し、旧住所（車検証に記載されている住所）の市町村を担当する県税事務所又は県税課までお送りください。

この届出書で変更できるのは住所のみです。ただし、**納税義務者ご本人の住所以外へは送付できません**のでご注意ください。

また**住民票に記載のある住所以外へ変更できません**のでご注意ください。

実際に居住していない住所（勤務先など）への送付はできません。

この届出書では車検証の住所変更の登録はできません。

陸運事務所での登録手続きはこの変更届とは別に行ってください。

変更登録については陸運事務所ヘルプデスク【電話番号：050-5540-2091（宮古支所050-5540-2092、八重山支所050-5540-2093）】へお問い合わせください。

この届出書では**移転登録（名義変更）はできません**。

この届出書では**県外ナンバーの自動車や軽自動車の納税通知書の送付先の変更はできません**。軽自動車はお住まいの市町村役場へ、県外ナンバーは当該都道府県へおたずねください。

ご連絡いただいた内容について、電話で確認させていただく場合がありますので、必ず電話番号をご記入ください。

注意

法人の場合には、登記簿謄本の写し（コピー）を添付ください。本人（納税義務者）の住所以外への納税通知書の送付はできません。

提出日：令和 年 月 日

自動車税納税通知書送付先変更届

登録番号	車種区分			かな	登録番号					
	沖縄	5	0		0	あ	1	2	3	4
記入例 2台以上お持ちの方は、すべての登録番号をご記入ください (軽自動車は除く) 登録番号は正確にご記入ください	沖縄									
	沖縄									
	沖縄									
	沖縄									

住民票の異動届けは済んでいますか。
 いる いない
○で囲んでください。

いる ・ いない

住民票に記載されている住所以外には送付先を変更できません。

なお、住民票以外の住所へ変更すると、還付金が発生した場合に受取ができなくなることがありますのでご注意ください。

フリガナ	
氏名	改姓があつた場合 (旧姓)
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
電話番号 (必ずご記入ください)	
新住所 (マンション・アパート等棟号室まで正確に詳しくご記入ください)	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都・道・府・県
旧住所 (車検証に記載されている住所をご記入ください)	
今年度の納税通知書は届きましたか。 <input type="radio"/> 届いた <input type="radio"/> 届かない ○で囲んでください。	届いた ・ 届かない

記載事項に不備がある場合や届出された新住所が住民票に記載されていないことが確認された場合は、納税通知書の住所が変更されないことがありますので、ご注意ください。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝受付事務所記入欄＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
受付事務所： 事務所 / 受付月日：令和 年 月 日
受付時対応：窓口納付 / 納付誓約 / 納付書手渡し / 変更届受付のみ / 納通手渡し
確認事項：(法人の場合)登記簿謄本の写し(コピー)の添付を確認してください。
説明事項：(納付誓約 / 納付書手渡しの場合)納付があっても「納税通知書」が送付される場合があることを受付時に説明してください。